

# 松戸市道路占用料単価表(令和8年4月1日から)

占用物件		占用料	
		単位	金額(円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	2,000
	第2種電柱		3,080
	第3種電柱		4,150
	第1種電話柱		1,790
	第2種電話柱		2,860
	第3種電話柱		3,940
	その他の柱類		180
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき 1年
	地下電線その他地下に設ける線類	11	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,750
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,070
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	3,580
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,500
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	8,550
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	3,580	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	75
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		110
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		210
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		320
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		430
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		750
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,070
外径が1.0メートル以上のもの	2,150		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			3,580
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき 1年	4,270
	地下に設ける通路		2,560
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1日	85
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1月	850
政令第7条第1号	看板	表示面積1平方メートルにつき 1年	8,550
	標識	1本につき 1年	2,860
	旗ざお	1本につき 1月	850
	横断幕等	1本につき 1月	850
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月	850
その他		市長が別に定める額	